

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 桧本 賴兼

京都市規則第163号

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

京都市風致地区条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「第2条第1項の」の右に「規定による」を加え、「の各号」を削り、同項第3号中「建築物等」を「建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第5項後段中「の各号」を削る。

第6条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

第7条第1項中「第2条第3項の協議」を「第2条第3項後段の規定による協議（以下「協議」という。）」に改め、同条第3項中「条例第2条第3項の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、協議を成立させようとする場合において、当該協議に係る行為が大規模な建築物等の新築、改築、増築又は移転その他風致の維持に特に重大な支障を生じさせるおそれがあるものであると認めるときは、あらかじめ審議会に諮るものとする。

第11条を次のように改める。

（木竹の本数）

第11条 条例第5条第1項第1号ウ(Ⅰ)に規定する別に定める本数は、木竹が保全さ

れ、又は適切な植栽が行われる土地の面積10平方メートルにつき高木1本及び低木2本とする。

第20条中「第2条第1項の」の右に「規定による」を加える。

第24条中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)